

キルビー権利濫用

最三判120411

無効理由が存在することが明らかなきは、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない



特許権は無効審決の確定までは適法かつ有効に存続し、対世的に無効とされるわけではない。

しかし、特許に無効理由が存在することが明らかで、無効審判請求がされた場合には無効審決の確定により当該特許が無効とされることが確実に予見される場合にも、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求が許されると解することは、相当ではない。

- ・特許権者に不当な利益を与え衡平の理念に反する
- ・特許の対世的な無効までも求める意思のない当事者に無効審判の手續を強いることとなり、訴訟経済にも反する
- ・特許が無効にされることが確実に予見される場合にまで、訴訟手續を中止すべきでない

※ この判決を踏まえ104条の3を追加改正

125 最判H12/4/11 キルビー事件

BBS並行輸入消尽

最三判090701

並行輸入に対する差止請求 特許権の国際消尽

我が国の特許権者又はこれと同視し得る者が国外において当該特許発明に係る製品を譲渡した**場合**においては、その後の転得者に対しては、当該製品について我が国において特許権に基づき差止請求権損害賠償請求権等を行行使することはできない

次の場合を除き

- 1 特許権者は、譲受人に対しては当該製品について販売先ないし使用地域から**我が国を除外する旨を譲受人との間で合意した場合**
- 2 譲受人との間で右旨を合意した上当該製品にこれを**明確に表示した場合**

パリ条約は、特許権自体の存立が、他国の特許権の無効、消滅、存続期間等により影響を受けないということを定めるものであって、一定の事情のある場合に特許権者が特許権を行行使することが許されるかどうかという問題は、同条の定めるところではないというべきである。



127 最判H9/7/1 ベーベーエス事件

